

みさと

農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第29号

令和3年8月1日
発行



私たちが農業委員です。お気軽にご相談ください。

主な内容

農業委員紹介
令和3年度事業計画
農業委員会からのお知らせ
農地の権利移動等の状況
農地法第3条下限面積の引き下げ

町民皆様方には、農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。
改正農業委員会法の施行から二度目の改選を迎え、町議会の同意を得た十六名の農業委員に対し、令和三年四月二十日に町長より辞令が交付されました。委員一同身が引き締まる思いであります。
農業委員会法が改正されて五年が経過する中で、人・農地プランの実質化等の農地利用最適化の推進に邁進してまいりました。
昨年来の新型コロナウイルスの流行が収束しない中、全国的な担い手の不足等、農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況にあります。直面している諸課題に対応し、農地を守る活かす活動から美里町の農業の振興と発展、魅力あふれる地域づくりに努力して参りたいと思っております。
今後とも町民皆様の尚一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

就任のごあいさつ

会長 伊藤 恵子

新しい農業委員を紹介します

任期: 令和3年4月20日～令和6年4月19日

4月20日に新しい農業委員に対する辞令交付式が行われ、議会の同意を得た16人に対して町長より辞令が交付され、新しい農業委員会がスタートしました。

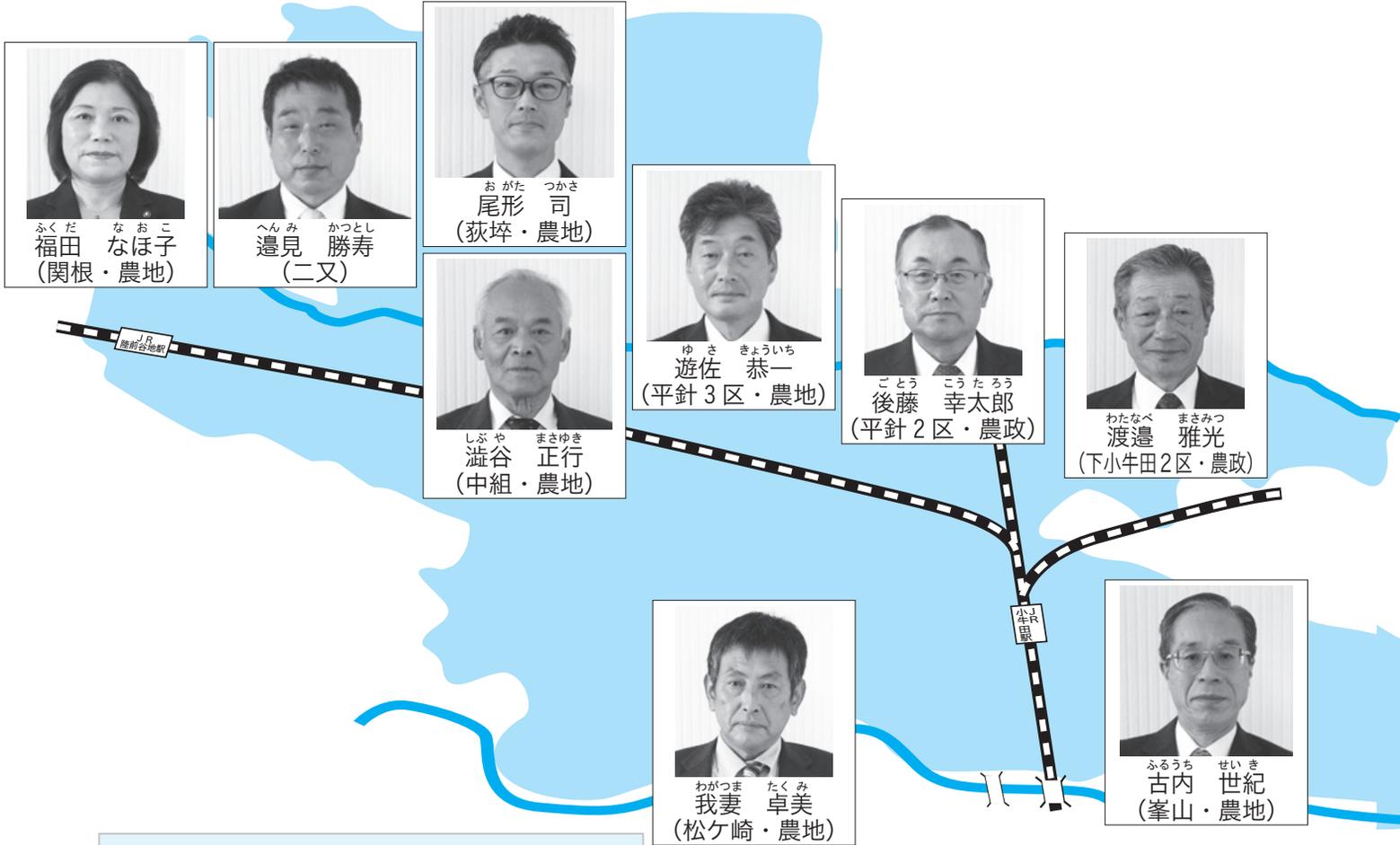
また、同日、新体制による初の総会を開催し、会長、会長職務代理者や担任委員会などの構成を決定しました。

※掲載項目
氏名
行政区
所属委員会

○ 会長	伊藤 勝恵
○ 会長職務代理者	藤見 惠子
○ 農地委員会	遊佐 保裕
○ 副委員長	小野 恭一
○ 農政委員会	鈴木 幸博
○ 副委員長	久道 雄悦
○ 被害防止対策委員会	後藤 幸太
○ 副委員長	柴山 真二郎



事務所の所在地
美里町南郷庁舎
美里町木間塚字中央1番地
電話58-1214



退任委員の紹介

任期満了により3名の方が退任されました。
 大崎 幸信 様
 大友 重善 様
 佐々木 裕一 様
 長年にわたり農業委員会活動にご尽力を
 いただき、ありがとうございました。

新任委員の抱負

腰を据えた農業経営の実現に努力します

農業委員 澁谷 正行

この度、議会の同意を頂き、町長から農業委員に選任されました。身の引き締まる思いであります。

今の農業を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

農地の有効利用や担い手の高齢化と後継者の育成・確保、そして、遊休農地や耕作放棄地の解消など様々な課題を改善していくために、各種法令を遵守し、先輩委員と連携しながら、若者が安心して農業が営まれるよう対話などを通じて、農業発展のため微力ながらその一端を担っていきたいと思います。

地域と女性農業者の声に耳を傾けます

農業委員 片倉 澄子

この度、初めて農業委員を務めさせていただく事になりました。

農業従事者の高齢化、担い手不足、遊休農地の増加など、美里町の農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

そうした中で、私は、農家及び農村地域における女性の役割は重要だと考えます。

女性農業従事者の意見を取り込みながら、地域農業振興の一助になれるよう努力いたします。三年間、よろしくお願いいたします。

令和二年度 美里町農業委員会事業計画

五月二十五日開催の第六回総会において、令和三年度の事業計画が決定しました。

基本方針

近年の農業情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足による農業人口の減少問題や国による減反政策の廃止、さらにはTPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉、FTA（自由貿易協定）交渉、また、EPA（経済連携協定）交渉など、貿易の自由化に向けた動きが加速化し、将来を見通せない状況にあります。

そのような中、平成二十八年に「農業委員会等に関する法律」が改正され農地法に基づく許認可事務の他に、農地等の利用の最適化が農業委員会の最も重要な役割として位置づけられました。

そのため本委員会は、世界農業遺産の認定を受けたこの大崎地域の農業・農村のより一層の振興・発展につなげるため、農業者の代表機関として農地の有効利用、担い手の育成・確保などについて、地域農業課題への積極的な関与に努めて参ります。

主な重点事項

一、法令に基づく業務
① 耕作者の権利の保全及び取得の促進

② 農地の相続等の届出に関する周知徹底

③ 優良農地の保全・転用等の効率的利用の促進、違法転用の未然防止、農地パトロールの強化、農地転用許可後の継続調査、形状変更に係る着工前の届け出の指導・現地調査

④ 利用状況調査による遊休農地の把握と指導強化及び遊休農地の解消に向けた取り組み

⑤ 農地所有適格法人の要件適合性の確認

⑥ 和解・紛争・調停等土地利用調整

⑦ 農地等の利用の最適化の推進

⑧ 農地中間管理事業の円滑な推進と地域調和に配慮した農業の発展の推進

二、農業経営基盤強化促進法に基づく中核的担い手及び生産組織の育成

① 認定農業者への農地集積の促進、農地の貸借、売買による利用集積の推進

② 多様な担い手への農地の有効活用、

生産規模拡大、効率的で安定的な経営の支援

三、農業経営・生産環境の整備促進

① 町や関係機関等に対し、農地等の利用最適化の推進に関する事項を効率的・効果的に実施するための施策の改善についての具体的な意見の提出

② 農業者年金への加入促進

③ 相談業務の充実

④ 税務関係部局との連携による税務相談対策

⑤ 全国農業新聞・全国農業図書普及拡大による情報活動の充実

⑥ 参考賃借料の情報提供及び適正な農作業標準賃金の策定

⑦ 家族経営協定や新規就農者、青年農業者、人・農地プランに掲載された地域の中心経営体、農業と他業種を組み合わせた「半農半他業種」などの多様な担い手の支援の推進

⑧ 法人化や農業経営の合理化に関する支援

⑨ 将来の農地中間管理事業の一元化に向けた推進の構築

四、農業委員会組織体制の整備

① 総会議事録の公表

② 農業委員会活動の周知徹底

美里町農業委員会総会等開催予定日

年 月	農地調査委員会	総 会
令和3年 8月	16日(月)	25日(水)
9月	14日(火)	24日(金)
10月	13日(水)	25日(月)
11月	12日(金)	25日(木)

※各種行事等により日程は変更になることもありますので、その際はご了承願います。

※12月以降の開催日については、広報みさと及び農業委員会だより(12月1日発行)でお知らせします。

農家相談日のご案内

農業委員会では、農家の皆さんの悩み・疑問に応えるため、農業委員による農家相談を開催しております。農地や農業に関する困りごと等の相談を受け付けますので、お気軽においでください。

なお、事前に相談内容と希望日時についてご連絡を頂ければ、あらかじめ資料や地図・台帳の準備を行うことができるため、スムーズに相談に対応することが可能です。相談したい内容や希望日時がわかりの場合は、農業委員会事務局（☎0229-58-1214）へ相談日前日までにご連絡いただきますようお願いいたします。

※当日の受付にも対応いたしますが、予約の方を優先とさせていただくためお待ちいただく場合がございます。

開催日 8月10日（火）、9月3日（金）、10月21日（木）、11月5日（金）、11月19日（金）

受付時間 午前9時から午前11時30分まで

場 所 美里町南郷庁舎（農業委員会事務局へお越しください。）

※12月以降の農家相談日については、広報みさと及び農業委員会だより（12月1日発行）でお知らせします。

農業者年金に加入しませんか？



農業者年金は、国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。

詳しい内容や加入のお申込みは、農業委員会またはお近くのJAにお問い合わせください。

農地の権利移動・設定・転用等状況

（令和2年4月から令和3年3月まで）

項目	事由	件数	面積 m ²	
農地として利用するための移動（農地法第3条許可）	所有権移転	売 買	12	26,518
		贈 与	6	40,684
		交 換	6	21,674
		競 売	2	10,975
		小 計	26	99,851
	賃貸借権の設定	7	50,028	
	使用貸借権の設定	—	—	
合 計	33	149,879		
賃貸借の解約（農地法第18条通知）		114	851,516	
農地として利用するための移動（農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画）	利用権の設定（賃貸借）	79	595,960	
	所有権移転（売 買）	39	168,613	
	所有権移転（交 換）	—	—	
	農地中間管理事業	141	1,345,494	
	合 計	259	2,110,067	
農地の転用（農地法第4・5条許可）	自 己 転 用	2	2,931	
	権利移転を伴う転用	28	19,223	
	合 計	30	22,154	

農家のための情報誌



全国農業新聞は地域農業者の代表である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。

ぜひご購入ください。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月額700円
- 申込先：農業委員会

農地法第3条下限面積の引き下げについて

農地法施行規則第17条により、農業委員会が省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとされています。

農地法第3条により農地を取得する際の下限面積について、これまで50アール（空き家に付随した農地を除く）としてきましたが、令和3年4月1日より30アールに引き下げを行いました。また、空き家に付随した農地を取得する際の下限面積も、1アールから0.01アールに引き下げました。

詳細につきましては、農業委員会へお問い合わせください。

農地利用状況調査の実施について

農業委員会は、農地法に基づき、8月4日(水)及び5日(木)に農地利用状況調査（農地パトロール）を行います。農地に立ち入る場合もありますので、ご理解をお願いします。

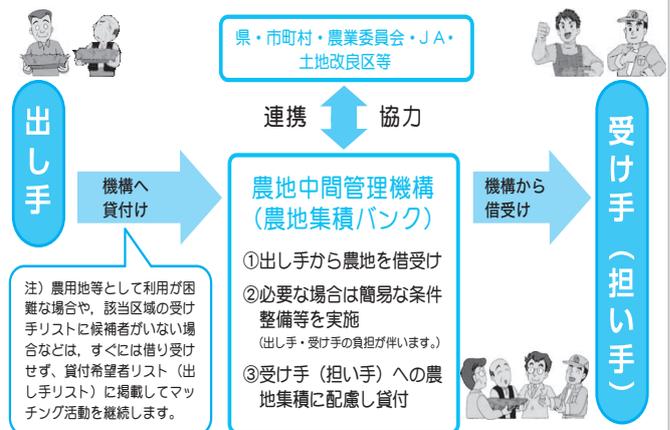
調査の結果、遊休農地または遊休化のおそれのある農地を把握した場合には、その所有者等を対象に、今後の農地に対する意向調査を行いますので、ご協力をお願いします。

【農地パトロールの目的】

- ①農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違反転用の発生防止・早期発見

農地中間管理事業を活用しましょう！

農地中間管理事業の仕組み



詳細については、JA(営農センター)又は農業委員会へご相談ください。

農地を相続したら届出を

相続等により農地の権利を取得した時は、農地のある農業委員会へ届出が必要です（複数の市町村に農地を所有している場合はそれぞれに届出が必要です。）。

権利を取得したことが確認できる書類（登記完了証・登記事項証明書等）と印鑑をお持ちになって、農業委員会事務局で手続きをお願いします。

農地の相続手続きはお早めに

相続登記を放置していると権利関係が複雑になり、農地を売りたい・貸したいと思った時にすぐ手続きが出来ないなど、思わぬ不利益を受けることがあります。

また、令和6年を目途に相続登記を義務化する法律が施行される予定です。相続登記についてお困りの方は、法務局などにお問い合わせください。

編集後記

コロナの影響が続く中、外食産業の自粛等で米消費減、本年産米価格の下落が心配されます。さらに今年、地震多発や各地で大雨被害等々、今後の異常気象、自然災害に大きな不安も。

そんな昨今ですが、毎日のように雨が続いた今年の梅雨。その雨の合間に、麦後大豆播種の作業光景が。終了した人は仲間の応援に。少ないチャンスを生かす頑張り、農業者のたくましさ

と心遣いを感じました。普段の生活が制限される中、自身で何がチャンスなのか模索、生かすことが今一番大切かと。

新体制となつて初めての委員会だより。今後も多くの話題、情報を皆様に発信して行きたいと思えます。

編集委員長 鈴木 幸博

発行責任者

会長 伊藤 恵子

農業委員会だより編集委員会

編集委員長 鈴木 幸博

副委員長 福田 幸子

委員 辺田 幸子

委員 佐々木 幸一

委員 渡辺 幸一

委員 柴山 真二